

令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金交付基準

3 北 福 推 第 2 7 4 0 号

令和3年10月18日健康福祉部長専決

1. 趣旨

この基準は、令和3年度東京都北区健康づくりグループ活動継続支援助成金交付要綱（令和3年10月8日付3北福推第2556号区長決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第13条に基づき、要綱第3条に定める助成対象経費並びに第6条に定める助成金の交付決定及び通知について、必要な事項を定めるものとする。

2. 助成対象外となる経費

次に掲げる経費は、社会通念上、公金で賄われることがふさわしくない経費、または独立性から本来は交付先の自主財源で賄うべき経費であるため、助成対象経費から除外する。

- (1) 会議や打ち合わせ時の飲食費
- (2) 懇親会費
- (3) 上部・下部、関係団体への諸会費、負担金、補助金等

3. 助成金の交付決定

予算額を上回る交付申請があった場合は、令和元年度に発行した北区健康づくりグループ紹介紙に掲載されたグループを優先し、それ以外のグループは本助成金の交付申請の順で決定する。

付 則

- 1 この基準は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この基準は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。